

地域ぐるみで子どもを見守りましょう

5月28日に鯖江市^{せきいん}惜陰小学校で行われた一斉見守り活動「子ども重点見守りデー」に参加しました。

県では、保護者や地域の見守り隊、自治会、事業所などと協力して、連れ去りなどの犯罪や、不審者による声掛け事案から子どもたちを守るため、地域ぐるみで見守り活動を行う「子ども安心県民作戦」を展開しています。

日常生活での大人の思いやりのある行動が子どもたちの安全・安心につながります。みなさんご一緒に、子どもたちを見守りましょう。



知事 杉本 達治



見守り活動の実践例

- ・子どもの登下校時に、玄関先で「おはよう」「おかえり」と声をかける
- ・庭の手入れや掃除など、自宅周辺での作業を子どもの登下校時に合わせて行う
- ・散歩コースに、通学路や子どもたちの遊び場を入れる

「子ども安心県民作戦」についてのお問合せは 県民安全課 ☎0776-20-0745 FAX20-0633

お知らせ

なくそう！望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

たばこを吸わない人が、他の人のたばこの煙を吸い込んでしまう「**受動喫煙**」。目や喉に痛みが出る、心筋梗塞や脳卒中、流産・早産の危険性が高くなるなど、喫煙者本人同様、周りの人にも悪影響を及ぼします。

平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙を防止する取り組みが**マナーからルールへ**と変わりました。喫煙が禁止されている場所でたばこを吸ったり、灰皿を設置したりすると、罰則の対象となります。喫煙者、事業者、県民の皆さんでルールを守り、望まない受動喫煙をなくしましょう。

規制開始日	対象となる施設	新しいルール
令和元年 7月1日	学校・病院・児童福祉施設 行政機関 など	敷地内は原則禁煙 屋外の決められた喫煙場所でのみ喫煙できます
令和2年 4月1日	上記以外の施設 (事業所、飲食店、鉄道、旅客船舶 など)	屋内は原則禁煙 屋内の喫煙専用室でのみ喫煙できます

事業者の方へ

屋外の喫煙場所や喫煙専用室を設ける場合には、標識を掲示する、20歳未満の従業員・お客様の立ち入りを禁止するなど、法令で決められた基準を満たすことが必要です（既存の小規模飲食店には経過措置あり）。

★事業者が講じるべき措置や、喫煙場所などの設置にかかる助成制度については

厚生労働省ホームページ [なくそう！望まない受動喫煙](#)

☎保健予防課 ☎0776-20-0349 FAX20-0643



喫煙場所の標識(例)